

年金を受けている皆さんへ

年金を将来にわたって正しく受けていただくためには、届出をしていただかなければならないことがあります。また、届出を忘れると、年金の受け取りが遅れたり、年金を受け取りすぎて返していただく場合もありますので、家族のかたも注意してください。

国民年金

[問合せ]

岐阜南社会保険事務所

☎ 273・6161

誕生月を迎えたとき（年金受給権者現況届）

年金を受けているかたが毎年1回、誕生月に必ず提出しなければならないのが「現況届」です。この届が提出されないと、年金の支払いが一時止まりますので、ご注意ください。

住所や年金の受け取り先を変えるとき（年金受給権者住所・支払機関変更届）

住所や年金の支払いを受ける金融機関や郵便局を変更したときは「年金受給権者住所・支払機関変更届」をお近くの社会保険事務所に提出してください。なお、支払機関を変更する場合にはその金融機関の証明が必要です。

年金証書をなくしたとき（年金証書再交付申請書）

年金証書は年金を受ける権利のあることを証明するものです。汚したりなくしたときは「年金証書再交付申請書」をお近くの社会保険事務所に提出して年金証書の再交付を受けてください。

2つ以上の年金を受ける資格ができたとき（年金受給選択申出書）

年金を受けているかたが他の年金を受ける権利を得た場合は、原則として、どちらか一方の年金を選択することになりますので、「年金受給選択申出書」をお近くの社会保険事務所に提出してください。

年金の種類によっては例外として、2つ以上の年金を受けることができる場合もあります。



風水害への備えは
万全ですか

今年もまた台風や集中豪雨の季節が近づいてきました。皆さんのご家庭では、風水害への備えは万全でしょうか。この機会に、いざという時のために今一度家族で話し合い、次のことなどに注意して災害に備えましょう。

風水害などの災害による被害を最小限にするためには、このように普段からの備えが大切です。既に準備してあるご家庭も、もう一度再確認してみましょう

1 安全な避難場所、避難方法、家族との連絡方法などを話し合っておく。

2 台風接近時は、テレビ、ラジオなどの気象情報に注意する。

3 非常持ち出し袋を用意し、貴重品、救急医薬品、最低三日分の食料品、飲料水、懐中電灯、携帯ラジオなどを入れておく。

4 家の周りの危険箇所をチェックし、早めに修理しておく。



羽島郡広域連合
☎ 388・1195